

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書の記入例

記入例 給与支払報告書（特別徴収）の提出後に退職した場合

給与支払報告書（特別徴収）に係る給与所得者異動届出書 提出用

※法人番号及び個人番号は必ずご記載いただきますようお願いいたします。

豊川市長		給与支払者	所在地 〒442-8601 豊川市諏訪1丁目1番地	特別徴収義務者指定番号 00098012345
7年2月10日提出		フリガナ トヨカワ 豊川 株式会社 豊川	氏名又は名称	所属 愛知 花子
		個人番号又は法人番号 8765432100000	個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載	担当連絡先 電話 (0533)-89-2129 内線()
氏名 トヨカワ 豊川 太郎	生年月日 1990年1月1日	特別徴収税額(年税額)	徴収済額	未徴収税額(7)-(イ)
個人番号 9876543210000	受給者番号 A1000	1月1日現在の住所 豊川市諏訪7丁目7番地	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
1月1日現在の住所 豊川市諏訪7丁目7番地	異動の理由 同上	7年1月1日から7年1月31日まで	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収(本人前付)	

1. 特別徴収継続の場合
新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。

2. 一括徴収の場合
左記の一括徴収した税額は、月分(翌月10日納入期限分)で納入します。

3. 普通徴収の場合

※法人番号及び個人番号は必ずご記載いただきますようお願いいたします。

※年税額、徴収済税額、未徴収税額欄に斜線を引くか、徴収済税額が0円とわかるよう記入してください。

特別徴収に係る給与所得者異動届出書の記入例（1）

記入例1. 退職等により11月分まで徴収し、残税額を普通徴収へ切り替える場合

給与支払報告書（特別徴収）に係る給与所得者異動届出書 提出用

※法人番号及び個人番号は必ずご記載いただきますようお願いいたします。

豊川市長		給与支払者	所在地 〒442-8601 豊川市諏訪1丁目1番地	特別徴収義務者指定番号 00098012345
7年11月10日提出		フリガナ トヨカワ 豊川 株式会社 豊川	氏名又は名称	所属 愛知 花子
		個人番号又は法人番号 8765432100000	個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載	担当連絡先 電話 (0533)-89-2129 内線()
氏名 トヨカワ 豊川 太郎	生年月日 1990年1月1日	特別徴収税額(年税額)	徴収済額	未徴収税額(7)-(イ)
個人番号 9876543210000	受給者番号 A1000	1月1日現在の住所 豊川市諏訪7丁目7番地	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
1月1日現在の住所 豊川市諏訪7丁目7番地	異動の理由 同上	6月11日から7年10月31日まで	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収(本人前付)	

1. 特別徴収継続の場合
新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。

2. 一括徴収の場合
左記の一括徴収した税額は、月分(翌月10日納入期限分)で納入します。

3. 普通徴収の場合

※法人番号及び個人番号は必ずご記載いただきますようお願いいたします。

※徴収済税額及び徴収済月が確実にわかるよう記入してください。

新しい勤務先へは、月割額 円を「左の他」で普通徴収に変更ができるものは、以下に該当するも月分(翌月10日納入期限分)から

A 受給者経費徴収番号納入者の請求額が2名以下

B 借の事務係で特別徴収として扱うべき関係者

C 毎月の給与支払額が徴収額が引けない

D 給与の支払が滞りなく毎月支給される

E 普通徴収に切り替える関係者(個人事業主のみ)が関係者

※普通徴収への変更は、専断で一括徴収した税額は、月分(翌月10日納入期限分)で納入します。

（注意）
一 転勤、再就職等により異動後の勤務先へは、月割額を月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。
二 前職先では中政「1. 特別徴収継続の場合」の事項を記入し、豊川市長に送付してください。

（注意）
一 転勤、再就職等により異動後の勤務先へは、月割額を月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。
二 前職先では中政「1. 特別徴収継続の場合」の事項を記入し、豊川市長に送付してください。